

日向市地域公共交通計画作成業務委託 仕様書

1 基本的事項

(1) 適用範囲

本仕様書は、日向市地域公共交通会議設置要綱(平成 28 年日向市告示第 86 号)に基づき設置された日向市地域公共交通会議(以下「発注者」という。)が実施する「日向市地域公共交通計画作成業務」(以下「本業務」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 委託業務名

日向市地域公共交通計画作成業務

(3) 委託期間

委託契約締結後から令和 5 年 3 月 1 7 日まで

(4) 業務対象範囲

日向市全域

(5) 計画期間

本業務で策定する「日向市地域公共交通計画」(以下「本計画」という。)の計画期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までとする。

(6) 事業目的

日向市の公共交通は、利用者の減少に伴う路線バスの廃止や減便が行われ、高齢者や学生など交通弱者の交通手段の確保は重要な課題となっている。路線バスが運行されていない交通空白地域にはふらっとバスなどの市民バスを日向市主体で運行しているものの、コロナ禍や人口減少による利用者減少や運行維持費の負担増加など、見直すべき課題も抱えている。

これら課題を解決するために、現行の「日向市地域公共交通網形成計画(平成 28 年 3 月日向・東臼杵地域公共交通活性化協議会策定)」や「交通政策基本計画(令和 3 年 5 月 28 日閣議決定)」の内容を踏まえ、地域の特性に応じた生活交通の確保を推進するとともに、MaaS(Mobility as a Service)などの新たなモビリティサービスの活用も視野に入れた持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る公共交通のマスタープランとなる本計画の作成を本業務の目的とする。

2 業務内容

(1) 地域内の公共交通等に関する現状把握

① 地域特性・社会動態の整理

人口動向(総人口、地区別、年齢 3 区分別、将来人口)や主要施設等設置状況(病院、公共施設、商業施設、教育施設等)、交通特性など地域特性について既存資料等を活用し、整理する。

②地域輸送資源の現状分析

鉄道、地域間幹線系統路線バス、日向市市民バス（ぷらっとバス、南部ぷらっとバス、乗合バスとうごう、乗合バスなんぶ、乗合タクシーほそしま）及びタクシーなどの既存公共交通の運行ルート、運行本数、運賃、利用状況、運行収支など整理する。また、運転免許証自主返納やスクールバスなどの利用実績等を整理する。

③関連計画の整理、分析

「第2次日向市総合計画後期基本計画（令和3年2月）」、「日向市都市計画マスタープラン（平成30年12月）」、「日向市立地適正化計画（令和3年3月）」、「日向市ポストコロナ観光戦略（令和4年3月）」、「第3次日向市地域福祉計画（平成30年3月）」など、上位・関連計画における公共交通の位置付け、関連分野との連携等について整理・把握する。

（2）公共交通の利用実態、ニーズ把握調査

①市民アンケート調査

日常的な移動状況、公共交通の利用状況やサービスに対する満足度及び公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、潜在需要とそのニーズを探り、将来の公共交通のあり方を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、市民アンケート調査を行う。

②日向市市民バス利用者アンケート調査

日向市市民バス利用者を対象に、属性（性別、年齢など）、利用特性（目的、頻度など）や運行サービスに対する満足度を把握するため、アンケート調査を行う。

③交通事業者アンケート調査

鉄道や日向市市民バス受託事業者、地域間幹線路線バス事業者、タクシーなど交通事業者を対象に、公共交通の利用特性や運行上の問題点や課題、公共交通の見直しにあたって留意すべき点などを把握するため、アンケート調査を行う。回答後、必要に応じて、ヒアリングを行う。

（3）地域公共交通の役割と課題の整理

地域の現況特性、上位・関連計画におけるまちづくりの方向、市民の移動実態・ニーズ、交通事業者の現況等から地域公共交通の役割や課題を整理する。

（4）地域公共交通に係る基本方針と目標の検討

前項で整理した課題を踏まえ、上位・関連計画との整合性を図りながら、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標を設定する。

また、地域公共交通確保維持改善事業などの助成制度の活用や交通政策基本計画の基本方針にある「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保」の実現に向けて、本市の地域公共交通の目指すべき姿や方向性を設定する。

(5) 目標達成ための施策・事業、資金面の検討・提案

設定した目標を達成するために、具体的な施策・事業の検討・提案を行い、PDCA サイクルによる推進体制、評価の方法及びスケジュールなどを検討する。

(6) 日向市地域公共交通計画（案）の作成

前項までの内容や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の記載事項などを踏まえ、作成する。

(7) パブリックコメントの実施支援

日向市地域公共交通計画（案）に関して、広く市民の意見を集約する目的でパブリックコメントを実施するための支援を行う。必要な意見に関しては計画に反映する。

(8) 日向市地域公共交通会議の運営支援

日向市地域公共交通会議の資料作成、議事録作成など、必要な支援を行う。

(9) 打合せ協議

業務の遂行にあたり、業務着手時、業務の主要な区切り時及び完了時において打合せ協議を実施するものとする。

3 業務に関する補足事項

(1) 業務を円滑に実施するため、計画的な工程管理を行い、事務局と受託者は常に綿密な連絡を取り、適切な業務遂行を図る。

(2) 作成する資料は、市民からも見やすく、読みやすく、わかりやすいものとなるよう心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、必要に応じてグラフや表などを作成し、レイアウト等にも配慮すること。

4 成果品

(1) 業務の成果品は以下のとおりとする。

① 日向市地域公共交通計画（案） 100部

② 業務報告書（各種調査や業務に係る収集データ等のデータファイルを含む）2部

③ 上記資料の電子データ（CD-R 等）2部

※印刷物として提出するものは、全て A4 版とする。

※電子データは、日向市の PC 環境でデータ加工可能な形式及び PDF 形式で納入すること。

(2) 業務の成果品の納入先は、日向市地域公共交通会議事務局（日向市総合政策部総合政策課）とする。

5 その他留意事項

(1) 業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務の一部を再委託したい場合は、あらかじめ事務局の承認を得れば認める。

(2) 業務における成果については、全て日向市地域公共交通会議に帰属するものであり、委託者に承認を得ずに複製したり、他に公表してはならない。また履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任において処理するものとする。

(3) 業務で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(4) 業務の遂行で疑義が生じた場合は、事務局と協議の上、別途定めるものとする。

(5) 納品後、成果品に瑕疵があることが判明した場合は、受託者が責任をもって是正すること。

以 上